

高齢者等居住改修住宅又は
高齢者等居住改修専有部分

に対する固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

岩見沢市長 様

申告者
(納税義務者)

住所

氏名

又は名称

電話番号

個人番号

又は法人番号

下記の住宅について、改修を行いましたので、地方税法附則第15条の9第4項及び第5項の規定（固定資産税の減額）の適用を受けたく、岩見沢市税条例附則第10条の3第6項の規定により次のとおり申告します。

1 改修した住宅

所在地	岩見沢市
家屋番号	番 ・ 未登記
構造	木造 ・ 軽量鉄骨造 ・ その他（ ）
用途	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 ・ その他（ ）
延床面積	m ²
居住部分面積	m ²
建築年月日	年 月 日（新築された日から10年以上経過した家屋であること）
登記年月日	年 月 日（登記している場合のみ記載すること）

2 改修内容

改修の工事完了年月日	令和 年 月 日
改修に要した工事金額	円（50万円超であること）

3 補助金等の内容

地方税法施行令附則第12条第29項に規定する補助金等	地方公共団体からの補助金等	円
	居宅介護住宅改修費	円
	介護予防住宅改修費	円

4 改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由

--

※添付書類(写し可)

- 地方税法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類（裏面に記載）

処理欄(岩見沢市記入)

受付番号		通知書番号	
入力		確認	

新築された日から10年以上経過した280㎡以下の住宅で、令和4年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅について、改修が行われた翌年の住宅の固定資産税額を1/3減額します。(ただし、100㎡分までを限度とします。)

●要件

- ・ 次のいずれかの方が居住する既存の住宅（賃貸住宅は除きます。）
 - ① 65歳以上の方
 - ② 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ③ 障がいのある方
- ・ **次の工事で、補助金を除く自己負担が50万円を超えるもの**
 - ① 廊下の拡幅
 - ② 階段の勾配の緩和
 - ③ 浴室の改修
 - ④ 便所の改修
 - ⑤ 手すりの取り付け
 - ⑥ 床の段差の解消
 - ⑦ 引き戸への取替え
 - ⑧ 床表面の滑り止め化
- ・ **その他の要件**
 - ① 改修した住宅が、新築後10年以上経過していること。
 - ② 併用住宅（店舗、事務所などと住宅が一つになっているもの。）の場合、住宅部分の面積が1/2以上であること。
 - ③ 貸家などの場合、貸室以外に居住している部分があること。
 - ④ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

※詳しくは、税務課資産税グループまでお問合せください。

●地方税法施行規則附則第7条第8項各号に定める添付書類

①納税義務者（家屋所有者）の住民票の写し

※岩見沢市民の方が納税義務者の場合は不要

②次のいずれかの書類

- (1) 65歳以上の同居者の住民票の写し
(ただし、納税義務者本人が65歳以上の場合は、不要)
- (2) 介護保険被保険者証の写し
- (3) 障がい者手帳の写し

③改修工事の内容がわかる書類、写真等及び費用を支払った領収書の写し

④補助金等を受けた場合は、給付決定を受けたことを確認することができる書類